

平成 29 年 第 10 回 浜松市農業委員会第 2 農地部会議事録

1. 開催日時 場所

平成 29 年 10 月 16 日 (月) 午後 2 時 00 分 北区役所 32 会議室

2. 委員の出欠 出席： 1 前島優 3 立岩恵子 4 柴田喜久秧 5 山田一昭
6 鈴木茂光 8 武井俊夫 9 峰野功 10 後藤剛 11 藤村猪三
12 高柳敏美 13 長坂義弘 14 高井孝平 15 竹上正孝
16 川合巖

欠席： 2 井口義朗 7 内山進吾 17 石野定行

3. 出席した事務局職員等

事務局：石田潤司 縣弘之 森本裕爾 加茂真也

4. 審議事項

- 第 55 号議案 農地法第 3 条の規定による許可について
第 56 号議案 農地法第 4 条の規定による許可について
第 57 号議案 農地法第 5 条の規定による許可について
第 58 号議案 非農地証明願について
第 59 号議案 農用地利用集積計画(第 2 農地部会管内分)の決定について

5. 報告事項

- 報第 48 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報第 49 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について
報第 50 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について
報第 51 号 農地法 3 条の規定による許可について (3 条許可公売)
報第 52 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

6. その他

議事の概要

事務局 定刻になりましたので、只今から、浜松市農業委員会第2農地部会会議規則第5条に従いまして、柴田部会長の開会宣告により、平成29年第10回浜松市農業委員会第2農地部会を開会していただきたいと思っております。尚、本日の出席委員数ですが、定数17名のところ13名が出席されておりますので、本会が成立いたしますことを御報告申し上げます。それでは、柴田部会長から開会宣告をお願いいたします。

部会長 皆さん、こんにちは。お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。本日もよろしくをお願いいたします。

只今から、平成29年第10回浜松市農業委員会第2農地部会を開会いたします。よろしくをお願いいたします。

事務局 それでは、ここからの進行は、柴田部会長をお願いいたします。

議長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を私から指名させていただいて、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長 それでは、議席番号11番の藤村猪三委員と、議席番号12番の高柳敏美委員をお願いいたします。

議長 只今から議事に入ります。初めに第55号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案の1ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

今月の農地法第3条の申請は、地区「三方原」、整理番号「190番」外12件です。資料として、調査会ごとの位置図と調査表を添付してありますので、参考までにご覧ください。

それでは議案の1ページ、地区「三方原」、整理番号「190番」です。

申請者は、[]です。[]は、「メロン」の生産を中心に、4,381㎡の農地を耕作しておりますが、本申請地を売買により取得して、農業経営の安定化を図りたく、申請に至ったものでございます。申請地は北区東三方町の畑、1筆、132㎡で、売買価格は坪当たり []で、「ジャガイモ」を栽培する予定です。三方原地区の説明は以上でございます。

続きまして、地区「細江」、整理番号「191番から196番」です。

はじめに整理番号「191番」です。申請者は []です。[]は、「水稻」の生産を中心に42,537㎡の農地を耕作しておりますが、本申請地を売買により取得して、農業経営の安定化を図りたく、申請に至ったものでございます。申請地は細江町小野の畑と田、5筆、合計2,297㎡で、「榊」を栽培する予定です。

次に整理番号「192番」です。申請者は、 []です。[]は、「み

かん」の生産を中心に 18,741 m²の農地を耕作しておりますが、本申請地の■■■■の持ち分を贈与により取得して、農業経営の安定化を図りたく、申請に至ったものでございます。持ち分取得後は、■■■■の共有名義となります。申請地は細江町気賀の田と畑、6筆、合計 17,325 m²で、「みかん、梅」を栽培する予定です。

次に整理番号「193 番」です。申請者は、■■■■です。■■■■は、「みかん」の生産を中心に 18,741 m²の農地を耕作しておりますが、本申請地の■■■■の持ち分を贈与により取得して、農業経営の安定化を図りたく、申請に至ったものでございます。持ち分取得後は、■■■■の単独名義となります。申請地は細江町気賀の畑、866 m²で、「みかん」を栽培する予定です。

次に整理番号「194 番」です。申請者は、■■■■です。■■■■は、「みかん」の生産を中心に 8,862 m²の農地を耕作しておりますが、本申請地の■■■■の持ち分を贈与により取得して、農業経営の安定化を図りたく、申請に至ったものでございます。持ち分取得後は、■■■■の共有名義となります。申請地は細江町気賀の畑、550 m²で、「みかん」を栽培する予定です。

次に整理番号「195 番」です。申請者は■■■■です。■■■■は、「柑橘」の生産を中心に 34,113 m²の農地を耕作しておりますが、本申請地を売買により取得して、農業経営の安定化を図りたく、申請に至ったものでございます。申請地は細江町気賀の畑、1,425 m²で、売買価格は坪当たり■■■■で「みかん」を栽培する予定です。

次に整理番号「196 番」です。申請者は■■■■です。■■■■は、「水稻・梅」の生産を中心に 14,379.97 m²の農地を耕作しておりますが、本申請地を売買により取得して、農業経営の安定化を図りたく、申請に至ったものでございます。申請地は細江町気賀の畑、2筆合計 2,668 m²で、売買価格は坪当たり■■■■で「大根、白菜、梅」を栽培する予定です。細江地区の説明は以上でございます。

続きまして、地区「引佐」、整理番号「197 番、198 番」です。

はじめに整理番号「197 番」です。申請者は■■■■です。■■■■は、「みかん」の生産を中心に 17,341 m²の農地を耕作しておりますが、本申請地を売買により取得して、農業経営の安定化を図りたく、申請に至ったものでございます。申請地は引佐町井伊谷の畑、2,089 m²で、売買価格は坪当たり■■■■で「みかん」を栽培する予定です。

次に整理番号「198 番」です。申請者は■■■■です。■■■■は、「みかん」の生産を中心に 17,811 m²の農地を耕作しておりますが、本申請地を贈与により取得して、農業経営の安定化を図りたく、申請に至ったものでございます。申請地は引佐町奥山の畑、3筆合計 4,155 m²で、「みかん」を栽培する予定です。引佐地区の説明は以上でございます。

続きまして、地区「三ヶ日」、整理番号「199 番から 202 番」です。

はじめに整理番号「199 番」です。申請者は■■■■です。■■■■は、「みかん」の生産を中心に 12,809 m²の農地を耕作しておりますが、本申請地を売買に

より取得して、農業経営の安定化を図りたく、申請に至ったものでございます。申請地は三ヶ日町宇志の畑、243㎡で、「みかん」を栽培する予定です。

次に整理番号「200番」です。申請者は[]です。[]は、「みかん」の生産を中心に36,573㎡の農地を耕作しておりますが、本申請地を売買により取得して、農業経営の安定化を図りたく、申請に至ったものでございます。申請地は三ヶ日町下尾奈の畑2筆、合計1,651㎡で、売買価格は坪当たり[]で「みかん」を栽培する予定です。

次に整理番号「201番」です。申請者は[]です。[]は、「みかん」の生産を中心に27,673㎡の農地を耕作しておりますが、本申請地を贈与により取得して、農業経営の安定化を図りたく、申請に至ったものでございます。申請地は三ヶ日町都筑の畑7筆、合計1,024㎡で、「みかん」を栽培する予定です。

次に整理番号「202番」です。申請者は[]です。[]は、「みかん」の生産を中心に19,012㎡の農地を耕作しておりますが、本申請地を売買により取得して、農業経営の安定化を図りたく、申請に至ったものでございます。申請地は三ヶ日町平山の畑3筆、合計1,648㎡で、売買価格は坪当たり[]で「みかん」を栽培する予定です。

3条の説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、地区調査会の協議結果について、御報告をお願いします。三方原地区、細江地区、引佐地区、三ヶ日地区の順でお願いします。

鈴木委員 三方原地区、整理番号190番について、調査会では特に問題はありませんでした。

山田委員 細江地区、整理番号は191番について、調査会では特に問題はありませんでした。

藤村委員 細江地区、整理番号は192番から194番は親戚関係にあるそれぞれの権利関係を整理するための贈与であり、また194番、195番は耕作目的による売買であるため、調査会では特に問題ありませんでした。

高井委員 引佐地区、整理番号197番について、調査会では特に問題はありませんでした。

峰野委員 引佐地区、整理番号198番について、調査会では特に問題はありませんでした。

竹上委員 三ヶ日地区、整理番号199番について、調査会では特に問題はありませんでした。

後藤委員 三ヶ日地区、整理番号200番について、調査会では特に問題はありませんでした。

高柳委員 三ヶ日地区、整理番号201番について、調査会では特に問題はありませんでした。

長坂委員 三ヶ日地区、整理番号202番について、調査会では特に問題はありませんでした。

議長 それでは質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について、何か御意見、御質問はございませんか。

(意見質問なし)

議長 それでは、御意見、御質問もないようですので採決いたします。第55号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案どおり、許可することに、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」
議長 異議ないものと認め、許可することといたします。

議長 次に、第56号議案「農地法第4条の規定による許可について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案の3ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)

今月の農地法第4条の申請は、地区「三方原」、整理番号「101番から106番」です。この申請の内訳ですが、貸駐車場、敷地の拡張、営農型太陽光発電、農業用倉庫・農業用資材置場になります。

この申請につきましては、その全てが、立地基準また、一般基準について、適合していると考えます。

また、資料として、調査会ごとの位置図と調査表を添付してありますので、参考までにご覧ください。

それでは、地区「三方原」、整理番号「101番」です。

申請者は[]です。転用目的は11台収容の近隣住民・近隣法人用の貸駐車場でございます。なお、こちらの申請は是正の申請となります。また立地基準につきましては、第3種農地と判断し、問題ないと考えます。三方原地区の説明は以上でございます。

続きまして、地区「都田」、整理番号「102番」です。

申請者は[]です。本案件は平成26年10月22日付けで3年間の一時転用許可を受けた営農型太陽光発電設備の更新の申請でございます。太陽光パネルは既に設置済で、パネルの下部農地では現在「しきみ」が栽培されており、許可の条件となっている営農状況の報告も毎年提出されております。営農型太陽光発電設備の許可については、申請に係る転用期間が3年以内であり、下部の農地において適切な営農継続が認められ、農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっていること、また支柱の高さ、間隔から見て農作業に必要な空間が確保されていることなどが、要件とされており、許可の更新時にも同様の審査を行うこととされております。本申請はこれらの要件を満たし、下部農地での営農も概ね良好と認められることから、問題ないと考えます。都田地区の説明は以上でございます。

続きまして、地区「細江」、整理番号「103番から105番」です。

はじめに、整理番号「103番」です。申請者は[]です。転用目的は物置でございます。資金計画につきましては、自己資金にて全てを賄うとのことです。また、立地基準につきましては、第1種農地の不許可の例外に当たる、既存施設の拡張に該当し、施設の規模からみても適当であり、周辺農地への影響も少なく、問題ないと考えます。

次に、整理番号「104番」です。申請者は[]です。転用目的は農

業用倉庫、進入路、駐車場、露天作業場でございます。なお、こちらの申請は是正の申請となります。また、立地基準につきましては、第1種農地の不許可の例外に当たる、既存施設の拡張に該当し、施設の規模からみても適当であり、周辺農地への影響も少なく、問題ないと考えます。

次に、整理番号「105番」です。申請者は[]です。転用目的は農業用資材置場・通路でございます。資金計画につきましては、自己資金にて全てを賄うとのことです。また、立地基準につきましては、第1種農地の不許可の例外に当たる、農業用施設に該当し、施設の規模からみても適当であり、周辺農地への影響も少なく、問題ないと考えます。細江地区の説明は以上でございます。

続きまして、地区「三ヶ日」、整理番号「106番」です。

申請者は[]です。転用目的は駐車場・法面保護でございます。なお、こちらの申請者は是正の申請となります。また、立地基準につきましては、第1種農地の不許可の例外に当たる、既存施設の拡張に該当し、施設の規模からみても適当であり、周辺農地への影響も少なく、問題ないと考えます。

4条の説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、地区調査会の協議結果について、御報告をお願いします。三方原地区、都田地区、細江地区、三ヶ日地区の順でお願いします。

鈴木委員 三方原地区、整理番号101番について、是正の案件であり、調査会では特に問題はありませんでした。

川合委員 都田地区、整理番号102番について、一時転用更新につき下部農地ではしっかり耕作しているということで、調査会では特に問題はありませんでした。

山田委員 細江地区、整理番号103番について周辺への影響もないということで、調査会では特に問題はありませんでした。

藤村委員 細江地区、整理番号104番について、周辺への影響もないということで、調査会では特に問題はありませんでした。

山田委員 細江地区、整理番号105番について、周辺への影響もないということで、調査会では特に問題はありませんでした。

竹上委員 三ヶ日地区、整理番号106番について、現状は耕作されていない状況であり周辺への影響もないということで、調査会では特に問題はありませんでした。

藤村委員 整理番号102番営農型太陽光発電一時転用の更新の申請であるが下部農地の作物の生育状況は良いのか？

事務局 毎年の状況報告も提出しており、収量も確保されているという知見を有するものの意見も付されている。

議長 それでは、他に御意見、御質問もないようですので採決いたします。第56号議案「農地法第4条の規定による許可について」は、原案どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」
議長 異議ないものと認め、許可することといたします。

議長 次に、第57号議案「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案の5ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)

今月の農地法第5条の申請は、地区「三方原」、整理番号「834番」外5件です。この申請6件の内訳ですが、敷地の拡張を含む住宅関係が3件、駐車場・資材置場が2件、大規模な流通施設が1件になります。

この計6件の申請につきましては、その全てが、立地基準また、一般基準について、適合していると考えます。

また、資料として、調査会ごとの位置図と調査表を添付してありますので、参考までにご覧ください。

それでは、地区「三方原」、申請件数4件、整理番号「834番」から「837番」です。この内「835番と837番」についてご説明します。

はじめに、整理番号「835番」です。申請者は[REDACTED]です。転用目的は31台収容の従業員用・来客用の駐車場と資材置場でございます。なお、こちらの申請は是正の申請となります。また立地基準につきましては、第3種農地と判断し、問題ないと考えます。

次に、整理番号「837番」です。申請者は[REDACTED]です。転用目的は事務所を兼ねた倉庫、駐車場、調整池等でございます。資金計画につきましては、金融機関からの借入金にて全てを賄うとのことです。また、立地基準につきましては、第1種農地の不許可の例外に当たる、国県道の沿道の区域に設置される流通業務施設に該当し、施設の規模からみても適当であり、周辺農地への影響も少なく、問題ないと考えます。三方原地区の説明は以上でございます。

続きまして、地区「細江」、整理番号「838番」です。

申請者は[REDACTED]です。転用目的は分家住宅でございます。資金計画につきましては、金融機関からの借入金にて全てを賄うとのことです。また、立地基準につきましては、第1種農地の不許可の例外に当たる、集落に接続して設置されるもの(にじみだし)に該当し、施設の規模からみても適当であり、周辺農地への影響も少なく、問題ないと考えます。細江地区の説明は以上でございます。

続きまして、地区「三ヶ日」、整理番号「839番」です。

申請者は[REDACTED]です。転用目的は資材置場、駐車場、露天作業場等でございます。資金計画につきましては、自己資金にて全てを賄うとのことです。また立地基準につきましては、第2種農地と判断し、代替性の検討もされており、周辺農地への影響も少ないため、問題ないと考えます。

5条の説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、地区調査会の協議結果について、御報告をお願いします。三方原地区、細江地区、三ヶ日地区の順をお願いします。

鈴木委員 三方原地区、整理番号 835 番は周辺に農地がなく、整理番号 837 番については周辺農地に影響がないように、交通量が多い通り沿いである為、安全面の確保等に努めてくれという意見の他は調査会では特に問題はありませんでした。

山田委員 細江地区、整理番号 838 番について、分家住宅ということで調査会では特に問題ありませんでした。

高柳委員 三ヶ日地区、整理番号 839 番について、周辺農地には影響がない為、調査会では特に問題はありませんでした。

議長 それでは質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について、何か御意見、御質問はございませんか。

峰野委員 整理番号 839 番について自治会所有地であったが、この自治会は法人格があったのか。
事務局 法人格・地縁団体として登録があった。

議長 それでは、他に御意見、御質問もないようですので採決いたします。第 57 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長 異議ないものと認め、許可することといたします。

議長 次に、第 58 号議案「非農地証明について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案の 7 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

今月の非農地証明申請は、地区「細江」、整理番号「27 番」です。この申請の内訳は、山林となります。

また、申請地の位置につきましては、位置図を資料に添付させて戴いておりますので、あわせてそちらをご覧ください。

それでは、整理番号「27 番」です。申請者は[]です。申請地の現状につきましては、山林となっております。非農地になった理由につきましては、申請地は傾斜地の袋地の土地で、周辺が耕作放棄地となり、農地の耕作が困難となったため、しだいに自生した雑木が生い茂って山林化したという事です。最近になって、何ら手続きがされていない事に気付いたため、今回是正をしたく申請に至ったという事です。

この申請につきましては、非農地証明書の交付基準を満たしていると考えます。

非農地証明の説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、地区調査会の協議結果について、御報告をお願いします。細江地区をお願いします。

藤村委員 細江地区、整理番号 27 番について、申請地は斜面地であり周りも山林化しており機材も入ることも厳しいこともあり調査会では特に問題はありませんでした。

議 長 それでは質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について、何か御意見、御質問はございませんか。

(意見質問なし)

議 長 それでは、特に御意見、御質問もないようですので採決いたします。第 58 号議案「非農地証明について」は、原案どおり証明することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」

議 長 異議ないものと認め、証明することといたします。

議 長 次に、第 59 号議案「農用地利用集積計画（第 2 農地部会管内分）の決定について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案の 8 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

それでは議案の 10 ページをご覧ください。こちらが利用権等設定の内訳表になります。

まず 1 番ですけれども支店別ということで、「三方原」地区が 4 筆、「都田」地区が 13 筆、「細江」地区が 8 筆、「引佐」地区が 8 筆、「三ヶ日」地区が 3 筆、合計で 36 筆、83,754 m²の設定になっております。次に 3 番、利用権の種類別の内訳ですが、賃貸借によるものが 19 筆、使用貸借によるものが 15 筆、所有権移転が 2 筆となります。次に 5 番、田畑の別でございますが、田が 2 筆、畑が 34 筆の設定となっております。今回の利用権設定につきましては、平成 29 年 10 月 20 日の公告予定のものとなっております。次の 11 ページからは、設定期間別の一覧がございますが、この内、議案 12 ページの 6 番から 11 番が都田地区で新規就農、議案 13 ページの 1 番から 7 番が新規で法人を設立して引佐地区で利用権設定となりますので後ほど調査会での聴き取り結果のご報告をお願いいたします。

また、議案 13 ページの 9 番、14 ページの 1 番が、「農地中間管理事業」による利用権設定です。

県知事に申請する農用地利用配分計画については、あらかじめ農業委員会の意見をお聞きした上で県に申請することとなっていることから、お諮りさせていただきます。

それでは今回の配分計画案についてご説明します。

資料 1 をご覧ください。

本件は [] の水田、251 m²を農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が借り受け、機構のルールにのっとり、三ヶ日地区内で水稻を栽培している [] に配分するものです。

資料 2 をご覧ください。

本件は[]の水田、2,121㎡を農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が借り受け、機構のルールにのっとり、細江地区内で水稻を栽培している[]に配分するものです。

説明は以上となりますが、今回の利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、よろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

議長 それでは、他に御意見、御質問もないようですので採決します。第59号議案「農用地利用集積計画(第2農地部会管内分)の決定について」は、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長 異議ないものと認め、決定することといたします。

議長 続きまして報告案件に移ります。報第48号から報第52号までを事務局から一括報告をお願いします。

事務局 それでは、議案の18ページをご覧ください。

今回の農地法3条の3による届出は5件ありまして、相続によるものです。

続きまして、議案の20ページをご覧ください。

今回の農地法4条による届出は1件ありまして、駐車場への転用となります。

続きまして、議案の21ページをご覧ください。

今回の農地法5条による届出は4件ありまして、住宅への転用となります。

続きまして、議案の22ページをご覧ください。

今回の農地法第3条の規定による許可について、公売により落札者が決定したので許可証の交付をしました。

最後に、議案の23ページをご覧ください。

今回の農地法第18条の通知について、4件ありまして利用権の合意解約となります。

事務局からの説明は以上でございます。

議長 只今の報告事項につきましては、御承知おき願いたいと思います。

議長 それでは、その他ということで事務局から何かありましたらお願いします。

事務局 (事務連絡)

1 農業者等との意見交換会について(認定農業者の参加について農業振興課から)

2 1・1・1運動報告書の提出について

3 今後の会議日程について

・第11回 第2農地部会

日時 11月15日(水)午後2時から

場所 北区役所3階 32会議室

議 長　それでは以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては、すべて終了いたしました。長時間に亘り、熱心な御審議ありがとうございました。これをもちまして、平成 29 年第 10 回浜松市農業委員会第 2 農地部会を閉会いたします。

閉会時間　午後 3 時 55 分

以上、議事の正確さを期すため署名する

平成 29 年 10 月 16 日(月)

部 会 長　柴田 喜久秧

委 員　藤村 猪三

委 員　高柳 敏美